

第10表 少年保護事件のうち保護観察に付された人員—一般短期及び交通短期処遇勧告のあったもの—家庭裁判所別

本表中、一般短期処遇勧告に関する数値は、既済事件の集計結果である。

家庭裁判所	一 般 保 護 事 件				道 路 交 通 保 護 事 件	
	総 数	う 一 処 ち 般 遇	う 交 処 ち 通 遇	う 過 へ 及 過 ち 失 重 び 失 運 業 致 転 務 死 致 上 傷 死 傷	総 数	う 交 処 ち 通 遇
		短 勧 告	短 勧 告			短 勧 告
全 国 総 数	7 789	1 325	1 142	1 081	4 215	2 886
東 京 高 裁 管 内 総 数	2 907	404	451	429	1 097	755
東 京	587	66	52	48	178	131
横 濱	739	107	78	74	211	96
さい たい さい づ	396	70	57	57	171	137
千 葉	307	47	35	31	109	75
水 戸	172	20	47	47	73	61
宇 都 宮	101	17	22	20	59	38
前 橋	114	9	30	27	89	74
静 岡	244	32	91	86	90	72
甲 府	51	8	8	8	37	30
長 野	89	16	22	22	36	16
新 潟	107	12	9	9	44	25
大 阪 高 裁 管 内 総 数	1 711	330	193	181	1 185	760
大 阪	900	162	109	105	574	358
京 都	156	39	17	16	116	82
神 戸	396	54	33	30	315	204
奈 良	94	43	10	9	46	28
大 津	111	25	15	14	65	41
和 歌 山	54	7	9	7	69	47
名 古 屋 高 裁 管 内 総 数	813	137	113	111	454	340
名 古 屋	506	113	71	69	248	192
津	86	14	13	13	72	49
岐 阜	87	4	8	8	43	31
福 井	40	3	10	10	39	25
金 沢	37	-	9	9	25	20
富 山	57	3	2	2	27	23
広 島 高 裁 管 内 総 数	517	104	79	71	288	191
広 島	195	47	14	13	76	43
山 口	85	16	10	9	61	40
岡 山	186	30	48	43	108	74
鳥 取	32	6	6	5	23	14
松 江	19	5	1	1	20	20
福 岡 高 裁 管 内 総 数	1 045	191	182	169	481	291
福 岡	423	82	52	50	115	39
佐 賀	75	12	30	30	26	20
長 崎	52	7	11	10	38	21
大 分	73	16	12	9	13	11
熊 本	112	12	23	23	29	10
鹿 児 島	85	22	10	8	30	23
宮 崎	63	8	16	15	24	15
那 覇	162	32	28	24	196	152
仙 台 高 裁 管 内 総 数	311	49	70	69	207	144
仙 台	92	13	21	21	65	47
福 島	91	10	20	20	68	45
山 形	33	8	12	12	34	29
宮 城	35	3	6	5	9	5
秋 田	24	8	2	2	10	8
青 森	36	7	9	9	21	10
札 幌 高 裁 管 内 総 数	221	40	12	11	304	270
札 幌	140	27	8	7	181	162
南 幌	20	4	1	1	46	39
旭 川	30	4	-	-	34	31
釧 路	31	5	3	3	43	38
高 松 高 裁 管 内 総 数	264	70	42	40	199	135
高 松	88	25	19	18	72	44
徳 島	49	6	7	7	41	37
高 知	43	8	6	6	21	17
山 陰	84	31	10	9	65	37